

《海田町に転入された方へ》

転入の際に必要な手続き等には次のようなものがあります。(詳しくはそれぞれの担当課・係へお問い合わせください。)

該当	欄	各種制度等	手続方法等	必要なもの	担当課・係 (連絡先)	窓口
	<input type="checkbox"/>	住民登録	○当町に引っ越してから14日以内に届出をしてください。 ○マイナンバーカード等を、必ず提示してください。	・転出証明書 ・マイナンバーカード等 ・本人確認書類(免許証、資格確認書、特別永住者証明書、在留カード等) ・(海外からの転入の場合)パスポート、戸籍の附票、戸籍謄本または抄本	住民課 戸籍住民係 (823-9205)	役場 2階 ②
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○前住所地で国民健康保険に加入されていた方、社会保険を脱退された方及び海外から入国された方は加入の手続きをしてください。	・健康保険資格喪失証明書(社会保険を辞められた方) ・在留カード、パスポート(外国人の方)	住民課 国保年金係 (823-9206)	役場 2階 ③
	<input type="checkbox"/>	国民年金	○年金加入者、受給者及び入国された方は届出をしてください。	・基礎年金番号のわかるもの(年金手帳等)		
	<input type="checkbox"/>	特定健康診査	○国民健康保険加入者の方で40歳以上の方に特定健康診査券をお渡しします。		健康づくり推進課 (823-4418)	役場 2階 ⑤
	<input type="checkbox"/>	介護保険	○前住所地での要介護認定を引き継ぐ場合は要介護認定申請をしてください。		長寿保険課 介護保険係 (823-9609)	役場 2階 ④
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○転入される旨をお知らせください。 ※転入に係る手続について説明させていただきます。	・負担区分等証明書(県外から転入された方のみ)	長寿保険課 長寿係 (823-9609)	
	<input type="checkbox"/>	こどもの予防接種 (子宮頸がんワクチン含む)	○予防接種手帳を発行します。※子どもさんの接種歴を確認しますので必ずお越しください。	・母子健康手帳 ・前住所地での予防接種券		
	<input type="checkbox"/>	おとなの予防接種	○带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンの対象年齢の方に予診票をお渡しします。	・前住所地での予診票等	健康づくり推進課 (823-4418)	役場 2階 ⑤
	<input type="checkbox"/>	女性がん無料クーポン券	○健診のご案内をします。 ※無料クーポン券(子宮頸がん、乳がん)をお持ちの方は交換します。	・前住所地での無料クーポン券等		
	<input type="checkbox"/>	子育て支援パスポート (中学生以下)	○中学生以下の方がいる世帯と妊婦の方がいる世帯に「子育て支援パスポート」をこども課で案内しています。		こうわしんぎ ュラリティ高 校ひまわりプ ラザ (823-9227)	役場 2階 ⑥
	<input type="checkbox"/>	子育て家庭おむつ支給	○生後13か月未満の乳児を養育している家庭に、子育て支援センターでおむつを支給しますので、申請手続きをしてください。			
	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳	○今お持ちの母子健康手帳を引き続きお使いください。			
	<input type="checkbox"/>	妊婦給付認定	○妊婦支援給付金のために認定申請を行います。			
	<input type="checkbox"/>	妊婦・産婦・乳児一般健康診査等受診券	○受診券を交換します。 ※前住所地転出日から、前住所地の券は利用できません。	・母子健康手帳 ・前住所地で発行された受診券		
	<input type="checkbox"/>	妊婦の予防接種 (RSウイルスワクチン)	○対象の方に予診票をお渡しします。	・母子健康手帳 ・前住所地での予診票等		
	<input type="checkbox"/>	子育て支援パスポート (初妊婦)	○初妊婦さんに受診券交換時にお渡しします。	・母子健康手帳		
	<input type="checkbox"/>	児童手当	○受給資格のある方は、新たに申請してください。 ※転出予定日の翌日から15日以内に申請手続きをしてください。申請が遅れると、手当が途切れなく支給されないことがありますのでお気をつけください。	・請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの ・請求者の加入健康保険情報がわかるもの ・請求者名義の普通預金口座のわかるもの	こども課 (823-9227)	役場 2階 ⑥
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	○受給資格のある方は、住所変更手続きをしてください。	・児童扶養手当証書 ・申請者名義の普通預金口座のわかるもの ・対象世帯の加入健康保険情報がわかるもの ・同居者全員のマイナンバーのわかるもの等		
	<input type="checkbox"/>	・保育施設(保育所、認定こども園など) ・支給認定(教育・保育給付) ・放課後児童クラブ	○入所(会)申込をしてください。 ○幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)、事業所内保育所の従業員枠等を利用される場合は、利用施設を通じて支給認定申請をしてください。 ※詳しくは担当課にお問い合わせください。	・同居者全員のマイナンバー(保育所のみ)		

該当	欄	各種制度等	手続方法等	必要なもの	担当課・係 (連絡先)	窓口
	<input type="checkbox"/>	1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査	○対象月に個別通知します。※前住所地で健診を受けておられない方はご連絡ください。		こども課 (823-9227)	役場 2階 ⑥
	<input type="checkbox"/>	・乳幼児等(こども)医療 ・ひとり親家庭等医療 ・重度心身障害者医療 ・精神障害者医療	○受給資格のある方は、新たに申請してください。※転入日から14日以内に申請してください。	・マイナンバーのわかるもの(保護者、配偶者、対象児童) ・対象者全員の加入健康保険情報がわかるもの ※重度心身障害者医療、精神障害者医療の方は障害者手帳をお持ちください。	社会福祉課 (823-9207)	役場 2階 ⑦
	<input type="checkbox"/>	原爆被爆者健康手帳等	○手帳等の住所変更をしてください。	・手帳・手当証書・住民票等		
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等	○住所変更手続きをしてください。			
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	○住所変更手続きをしてください。			
	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	○住所変更手続きをしてください。※補装具・日常生活用具等については担当係にお問い合わせください。	・手帳 ・個人番号カード又は通知カード ・本人確認書類	社会福祉課 (823-9207)	役場 2階 ⑦
	<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス	○住所変更手続きをしてください。	・障害者手帳		
	<input type="checkbox"/>	・自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院)受給者証	○住所変更手続きをしてください。※転入前の住所によって必要書類が異なる場合があります。	・受給者証 ・対象世帯の加入健康保険情報がわかるもの ・個人番号カード又は通知カード ・本人確認書類(免許証等)		
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券	○交付の対象となる方で、交付を希望される方は申請書を提出してください。	・障害者手帳	税務課 町民税係 (823-9204)	役場 2階 ①
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車の登録手続 (125cc以下のバイク)	○定置場を海田町に変更する場合は、ナンバープレートの交付を受けてください。	・前住所地のナンバープレート又は前住所地で発行した廃車申告受付書 ・車台番号が分かる書類(自賠責保険の書類等) ※所有者等が変わる場合は譲渡証明書も必要です。 ・本人確認書類		
	<input type="checkbox"/>	軽自動車・軽二輪・小型二輪の住所変更 (126cc以上のバイク)	○定置場を海田町に変更する場合は、自動車検査証(車検証)等の住所変更をお願いします。※海田町では手続きができません。 ・軽二輪(126cc以上250cc以下のバイク)、小型二輪(251cc以上のバイク):中国運輸局 広島運輸支局(電話050-5540-2068) ・軽三輪、軽四輪:軽自動車検査協会 広島主管事務所(050-3816-3080)			
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税所得申告	○国民健康保険に加入する方で海外から転入の場合は、前年中の日本国内における所得の申告をお願いします。	・前年中の日本国内における所得が分かる書類 ・個人番号カードまたは通知カード ・本人確認書類	地域みらい課 (823-9219)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	飼い犬	○当町に引っ越してから30日以内に飼い犬の異動の手続きをしてください。	・前住所地での「犬の鑑札」 ・犬の登録状況が分かる書類があればお持ちください。(狂犬病予防注射実施通知書等)		
	<input type="checkbox"/>	浄化槽	○転入された家屋等で浄化槽を使用している場合は、管理者変更報告書等が必要な場合がありますので、お問合せください。	・印鑑	まちデザイン課 (823-9634)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	町営住宅	○転入により、現在町営住宅にお住まいの方と同居される方は、同居承認申請の手続きをしてください。	・マイナンバーカード		
	<input type="checkbox"/>	小中学校	○町立小中学校への転入学の手続きをしてください。	・印鑑	学校教育課 学校教育係 (823-9216)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	下水道	○下水道事業受益者負担金を納めている方及び水洗便所設備資金貸付金を償還している方は、住所変更等の手続きをしてください。		上下水道課 業務係 (823-9214)	役場 3階
	<input type="checkbox"/>	水道	○水道を使用される方は、使用開始の手続きをしてください。(電話連絡・電子申請可) ※障がい者のおられる世帯、寝たきり老人等の世帯、ひとり親世帯の方は、水道料金等の減免制度がありますので、お問い合わせください。			
	<input type="checkbox"/>	ごみ・廃棄物	○「家庭ごみの正しい出し方」を住民課で配布しております。(地域みらい課、環境センター、各公共施設にもあります。ホームページにも掲載しています。) ※外国語版も用意しています。(英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語) ○正しく分類して、定められた日に所定の場所へ朝8時30分までに出してください。ごみを出す場所は、ご近所にお尋ねください。 ○引越しなどの一時多量ごみは、ごみステーションには出せません。 ※詳しくは、「家庭ごみの正しい出し方」をご覧ください。		環境センター (823-4601)	環境 センター